

# 埼玉県スポーツ推進委員協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は埼玉県スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を埼玉県上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター3Fに置く。

(目的)

第2条 協議会はスポーツ推進委員（以下「委員」という。）組織の連絡調整と委員の資質・指導力の向上を図り、もってスポーツ基本法第32条に規定する委員の職務を遂行し、生涯スポーツの進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 支部の連絡調整に関する事。
- (2) 各種研修に関する事。
- (3) 関係機関団体への建議及び協議に関する事。
- (4) 委員に関する各種事業への参加に関する事。
- (5) 功労者の推薦及び表彰に関する事。
- (6) 調査研究に関する事。
- (7) 協議会の広報に関する事。
- (8) その他目的達成に必要な事業に関する事。

(組織)

第4条 協議会は委員の市町村組織団体をもって組織し、5支部にて構成する。

- (1) 支部は、さいたま市支部、東部支部、西部支部、南部支部、北部支部とする。
- (2) 支部には支部長を置く。必要に応じて副支部長を置くことができる。  
支部長が事故ある時は、副支部長が代行する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。役員は特に定めるものを除き委員であることを要する。

- (1) 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、理事若干名、評議員若干名、監事2名、会計2名  
幹事若干名
- 2 協議会は必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のように定める。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は事務局を統括する。
- (4) 理事は会務の企画運営にあたる。
- (5) 評議員は評議員会を構成し、重要事項を審議決定する。
- (6) 監事は協議会の会計を監査する。
- (7) 会計は協議会の会計を処理する。
- (8) 幹事は協議会の庶務補助を行う。

(役員を選出方法)

第7条 役員を選出方法は次のように定める。

- (1) 会長・副会長は支部長の互選とする。
- (2) 事務局長は理事会の合意を得て会長が委嘱する。
- (3) 理事は各支部評議員数の3分の1（小数第1位を切り捨て）に相当する人数を選出する。
- (4) 会長委嘱（学識経験者）の理事を若干名置くことができる。
- (5) 各委員会の委員長は理事とする。
- (6) 評議員は市町村組織団体の代表者とする。ただし、委員数が100名以上の市町村にあつては1名を加えることができる（政令市は区数の2分の1とする）。
- (7) 監事は評議員から選出する。
- (8) 会計、幹事は会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員としての資格を失効したときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局及び職員)

第9条 協議会の事務を処理するために、事務局職員を置くことができる。

2 事務局職員は会長の委嘱を受けて、協議会の庶務及び会計を補佐する。

3 事務局及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決に基づき会長が定める。

(会議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 執行部会
- (4) 委員会

(評議員会)

第11条 評議員会は、評議員及び理事で構成する。

2 評議員会は、年1回会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が必要と思われたとき、又は評議員の3分の2以上の要求があるときはこれを招集しなければならない。

3 評議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告の承認並びに事業計画
- (2) 決算報告書の承認並びに予算案
- (3) 役員承認
- (4) 規約の改廃

(理事会)

第12条 理事会は、理事及び会長、副会長、事務局長、会計、各委員長で構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり次の事項を審議する。

- (1) 評議員会に提出する議案
- (2) 執行部会で付託された事項
- (3) 役員選出

(4) その他重要事項

(執行部会)

第13条 執行部会は、会長、副会長、事務局長、会計、各委員長で構成する。

2 執行部会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) 評議員会で付託された事項
- (3) 県、関東、全国等の表彰に関する事項
- (4) その他重要事項

(委員会)

第14条 協議会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業・研修委員会
- (3) 広報委員会

2 委員会は、支部から選出された委員（各支部男・女1名ずつ）をもって構成する。

(表 決)

第15条 会議は2分の1の出席者をもって成立し、その過半数により議決する。

(経 費)

第16条 協議会の経費は、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、市町村人口割（10種別）と各市町村のスポーツ推進委員数を算出基準とする。  
算出基準日は当年度の4月1日とする。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

附則

昭和38年2月 6日より施行

昭和45年9月18日一部改正

昭和47年5月20日一部改正

平成 3年5月18日一部改正

平成 5年5月15日一部改正

平成12年5月20日一部改正

平成13年5月19日一部改正

平成15年6月21日一部改正

平成17年7月30日一部改正（平成18年4月1日より施行）

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）